

運 航 基 準

平成30年10月3日

信濃川ウォーターシャトル株式会社

目 次

第1章	目的	1
第2章	運航の中止	1
第3章	船舶の航行	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地点付近の気象・水象が次に掲げる条件の一つに達していると認める時は、発航を中止しなければならない。

イ 新潟市歴史博物館（みなとぴあ）岸壁における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川左岸柳島町 2丁目岸壁)	13 m/s 以上	0.7 m以上	300 m以下

ロ 朱鷺メッセ船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川右岸朱鷺メッセ 船着場)	13 m/s 以上	0.7 m以上	300 m以下

ハ 万代橋西詰船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川左岸万代橋西詰 船着場)	13 m/s 以上	0.7 m以上	300 m以下

ニ 万代シテイ船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川右岸万代シテイ 船着場)	13 m/s 以上	0.7 m以上	300 m以下

ホ 白山防災船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川左岸白山防災 船着場)	13 m/s 以上	0.7 m以上	300 m以下

へ 信濃川右岸県庁前船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川右岸県庁前 船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

ト 信濃川左岸ふるさと村船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (信濃川左岸ふるさと村 船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

チ 小阿賀野川右岸木津船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (小阿賀野川右岸木津 船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

リ 網代浜小型船だまり岸壁船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (網代浜小型船だまり岸壁 船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

ヌ 白根凧合戦会場台船観覧席船着場における発航中止基準

気象・水象 発航地点名	風 速	波 高	視 程
発航地点 (白根凧合戦会場観覧席 台船船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

ル 万代テラス前萬代橋寄りゲート(万代テラス船着場)における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (万代テラス船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

オ 信濃川右岸新潟西港内水産物揚場岸壁(ピア Bandai 船着場)における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (ピア Bandai 船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

ワ 臼井橋手前・赤渋付近における発航中止基準

気象・水象 発航地点名	風 速	波 高	視 程
発航地点 (臼井橋手前・赤渋付近)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

カ 信濃川右岸新潟西港内万代島物揚場岸壁(ピア Bandai 船着場対岸船着場)における発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (万代島物揚場船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

ヨ 万代・NST 本社社屋前のやすらぎ堤前の台船に於ける発航中止基準

気象・水象 発航地点名 (岸壁名)	風 速	波 高	視 程
発航地点 (万代島物揚場船着場)	1.3 m/s 以上	0.7 m 以上	300 m 以下

※水位については、信濃川新酒屋（又は臼井橋）水位観測所において観測したもの。

- 2 船長は、信濃川新酒屋（又は臼井橋）水位観測所において観測した水位が2.5 m（臼井橋においては3.1 m）、また中ノロ川に関しては白根橋水位観測所において観測した水位が3.8 mに達した場合は発航を中止しなければならない。
- 3 船長は、信濃川水門の上流下流水位（国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所関屋出張所の観測結果を基準とする）いずれかが105 cm（日没から日出までの間については100 cm）を超えた場合は、発航を中止しなければならない。
- 4 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（発航の中止の特例）

第3条 第2項並びに第3項の規定は、信濃川下流定期航路の内、みなとびあ～県庁前の間、並びに信濃川下流遊覧不定期航路のうち、みなとびあ・朱鷺メッセ・萬代橋西詰・万代シティ各コースに於いて、信濃川水門下流域については適用しない。

（基準航行の中止等）

第4条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準運航を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

(1) 信濃川下流定期航路

みなとびあ～朱鷺メッセ～万代橋西詰～県庁前～ふるさと村(約10.0km)

名称	使用基準
第一基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cm以下の場合
第二基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cmを超えて105cm以下の場合

(2) 信濃川下流不定期遊覧航路

みなとびあコース

(航行総距離約10.5km)

名称	使用基準
第一基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cm以下の場合
第二基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cmを超えて105cm以下の場合

朱鷺メッセコース

(航行総距離約10.0km)

名称	使用基準
第一基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cm以下の場合
第二基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cmを超えて105cm以下の場合

萬代橋西詰コース

(航行総距離約9.5km)

名称	使用基準
第一基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cm以下の場合
第二基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cmを超えて105cm以下の場合

万代シテイコース

(航行総距離約 9.0 k m)

名 称	使 用 基 準
第一基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cm以下の場合
第二基準経路	第2条第3項に掲げる水位が100cmを超えて105cm以下の場合

(速力基準等)

第7条 速力基準は次表の通りとする。

(アナスタシア号)

速 力 区 分	下 り		上 り	
	速 力	毎分機関回転数	速 力	毎分機関回転数
最微速 (乗下船船着場付近)	2ノット	300rpm	2ノット	350rpm
微 速 (危険箇所)	3ノット	400rpm	3ノット	500rpm
航行速力 (万代島～昭和大橋付近)	8ノット	1000rpm	8ノット	1050rpm
(昭和大橋～ふるさと村付近)	4ノット	700rpm	4ノット	800rpm

(ベアトリス号)

速 力 区 分	下 り		上 り	
	速 力	毎分機関回転数	速 力	毎分機関回転数
最微速 (乗下船船着場付近)	2ノット	500rpm	2ノット	650rpm
微 速 (危険箇所)	3ノット	700rpm	3ノット	850rpm
航行速力 (万代島～昭和大橋付近)	8ノット	1500rpm	8ノット	1650rpm
(昭和大橋～ふるさと村付近)	4ノット	1300rpm	4ノット	1400rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(特定航法)

第8条 船長は、本川大橋付近を航行するときは、原則として次によらなければならない。

- (1) 他の船舶と行き合いの場合は、下りを優先する。
- (2) 第一基準経路を航行する場合は第二水門を通航する。
- (3) 第二基準経路を航行する際には甲板員は船舶の周囲の監視を行い、船位並び周囲に他の船舶が通航しているときは他船の動向を船長に報告するものとする。

(通常連絡)

第9条 船長は基準経路上の本川大橋水門を通航しようとする時は、運航管理者又は運航管理補助者に対して次に掲げる事項を連絡しなければならない。

- (1) 通航時刻
- (2) 通航する基準経路の名称
- (3) 天候、風速、風向、波高、信濃川水門の水位

2. 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運行管理補助者との連絡は次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	運航管理者又は本社事務所	MCA 無線電話（使用周波数 850～915MHz、自動チャンネル選択方式）又は携帯電話
緊急の場合	運航管理者	携帯電話